



政府からのお知らせ No.15

熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただきますようお願いいたします。

医療

医療機関等を受診された際のご負担が猶予されます

【平成28年7月末までの診療や調剤等が猶予の対象です】

医療機関等の窓口で、下記に該当する旨をお伝えください。(保険証なしでも医療機関を受診できます)

- 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったり、行方不明である
- 主たる生計維持者が業務を休止・廃止したり失職して現在収入がない

対象者

次の保険者に加入されている方

- 熊本県全域の市町村国保、熊本県後期高齢者医療（※猶予された一部負担金は免除されます）
- 協会けんぽ、熊本県内に所在する健保組合（いずれも熊本県内に住所がある方） など



詳細はこちら
厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000122592.html>

※介護保険の利用料についても、同様の免除措置があります。

事業者

ご利用ください 「中小企業者向け支援策ガイドブック」

中小企業庁では、被災された中小企業の方々に向けた支援策をまとめた「中小企業者向け支援策ガイドブック」を作成しています。特別相談窓口の設置や、災害復旧貸付の実施等の情報を掲載しています。



「中小企業者向け支援策ガイドブック」のダウンロードや関連情報はこちら
首相官邸

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html#igyo



① 首相官邸ホームページ
「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」

http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html



② ツイッター
「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」

[@kantei_hisai](https://twitter.com/kantei_hisai)